

**デジタル技術を活用した効率的・効果的な  
住民基本台帳事務等のあり方に関する  
ワーキンググループ（第2回）**

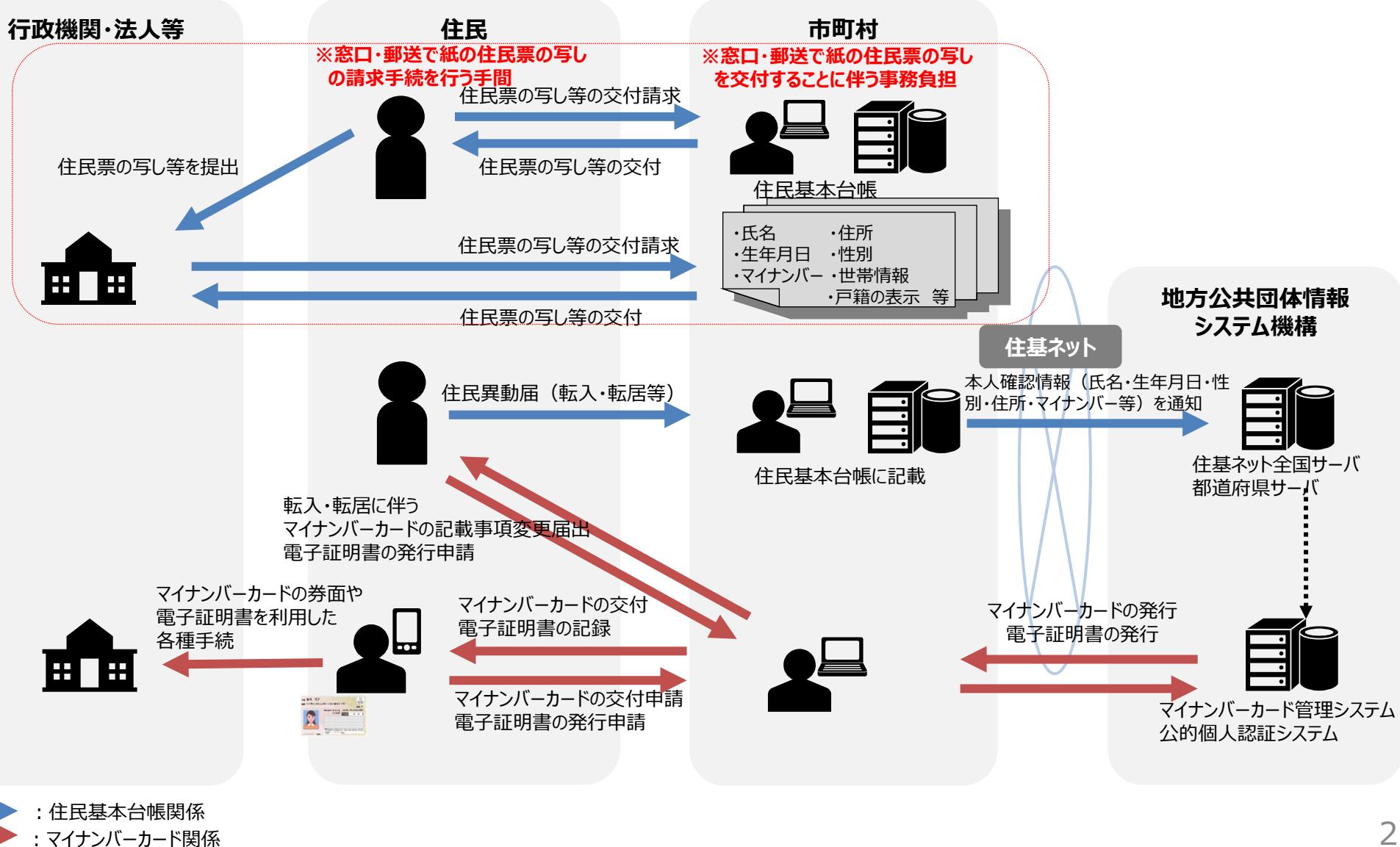
**事務局提出資料**

**令和7年5月 総務省**

- (1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策
- (2) マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策

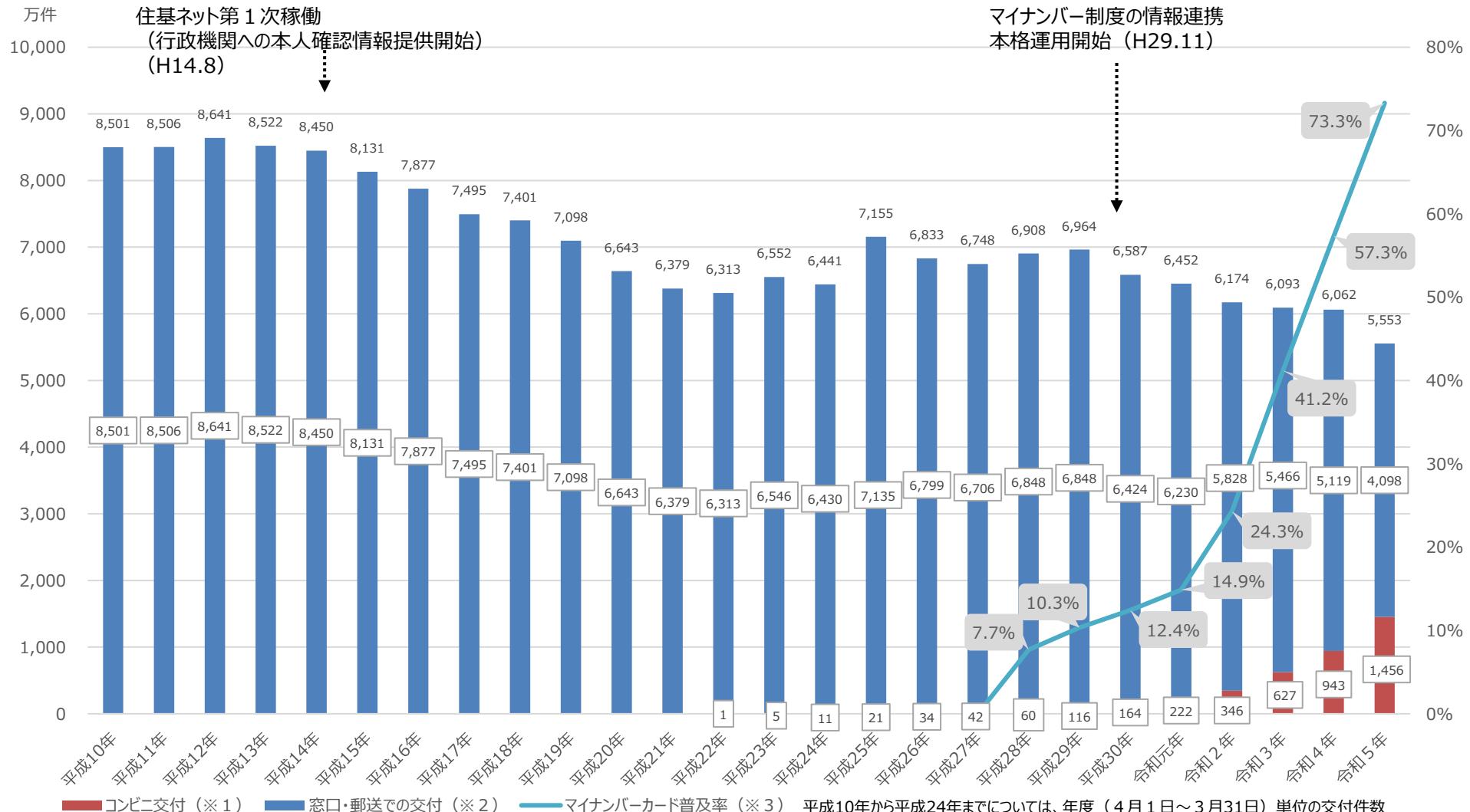
# 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策

- ・住民基本台帳事務のうち、**市町村窓口や郵送で行われている住民票の写しの交付請求の削減**を検討してはどうか。



# 住民票の写しの交付件数の推移

- 住民票の写しの交付件数（年間）は、平成12年の8,641万件が令和5年の約5,553万件へと、約3,088万件減少。近年では、マイナンバーカードの普及に伴い、窓口職員の手を介さないコンビニ交付の件数も増加。
- 一方で、令和5年時点でも約4,098万件が窓口又は郵送で交付されている。

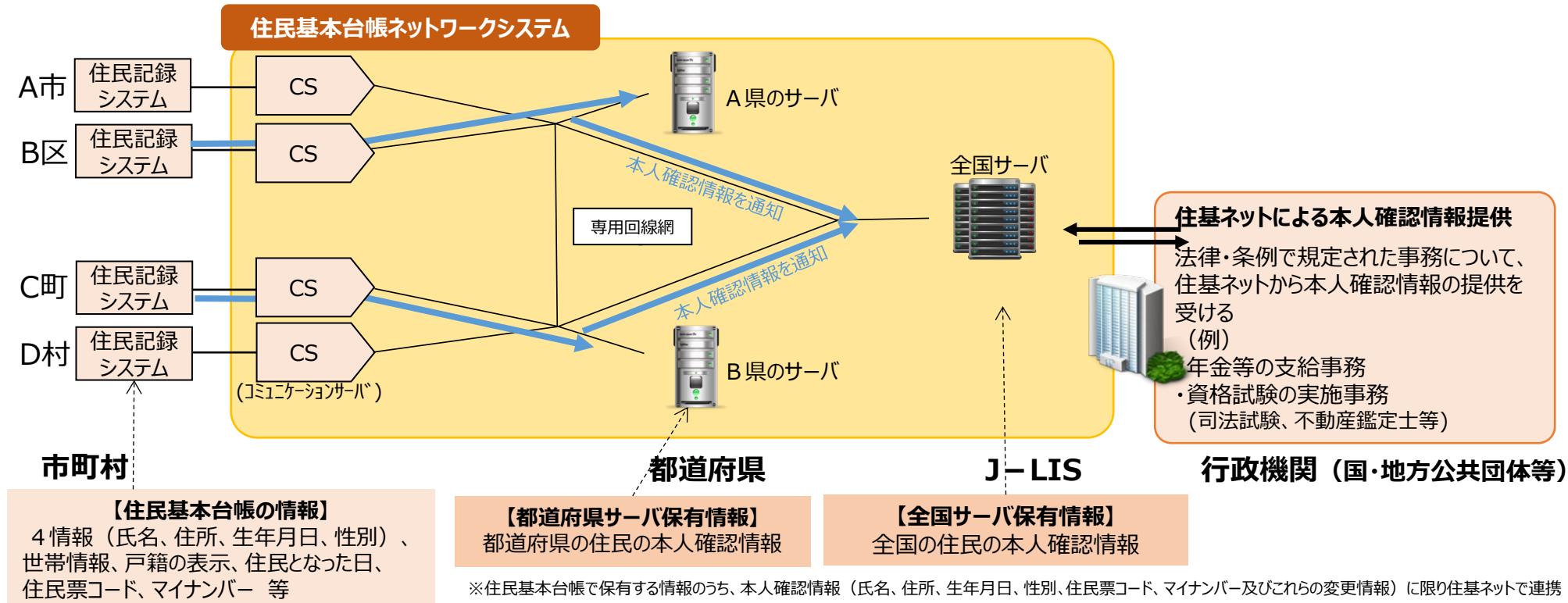


# 住基ネットによる行政機関への本人確認情報提供

第1回WG資料を  
一部修正

- 行政機関は、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）から本人確認情報※の提供を受けることにより住民からの住民票の写しの提出や公用請求を省略することが可能（本人確認情報の提供先及び利用可能事務は住民基本台帳法又は条例で限定）。

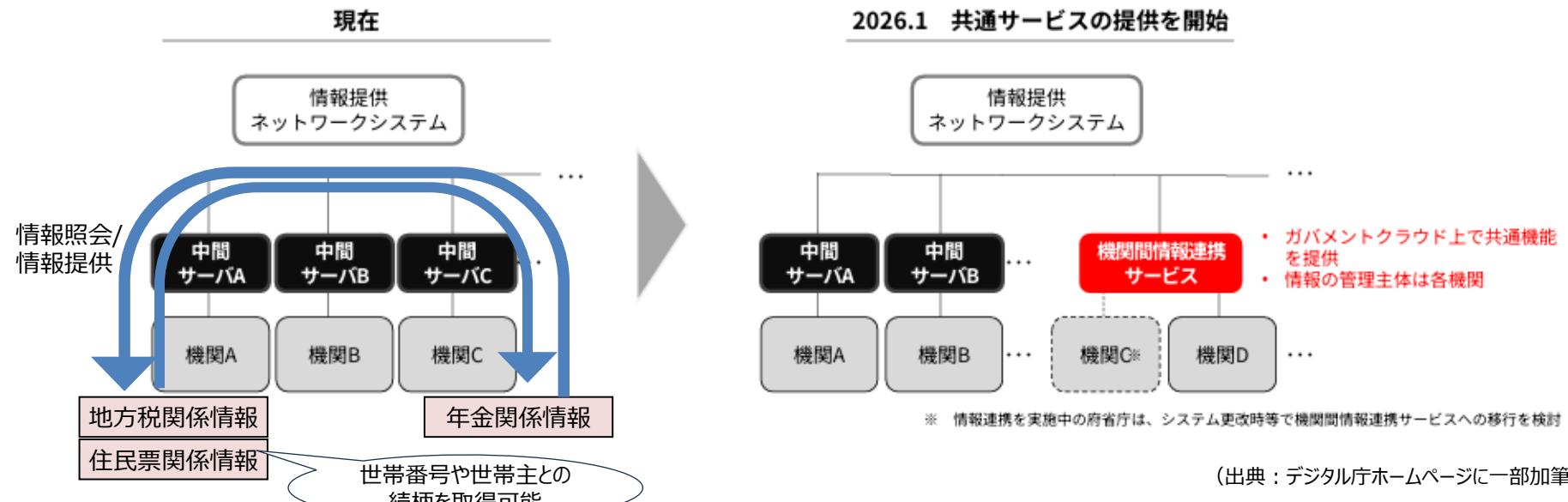
※本人確認情報：氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード、マイナンバー及びこれらの変更情報



# 公共サービスメッシュ

- デジタル庁では、「公共サービスメッシュ」※の構築を進めており、**行政が持つデータを活用・連携することで、住民サービスの向上や、自治体職員の業務の効率化・負担軽減を目指している。**  
※公共サービスメッシュは、行政が持つデータの活用・連携を迅速にするための情報連携基盤であり、「行政機関間の情報連携」「自治体内の情報活用」の2つの枠組みで構成されている。
- 将来的には、公共サービスメッシュを活用し、市町村が保有する住民情報も含め、行政機関間の連携が更に円滑に行われることが期待される。

## 公共サービスメッシュを活用した行政機関間の情報活用



- 現在、マイナンバー制度に基づく行政機関間の情報連携は、情報提供ネットワークシステムや各機関が個別に整備している中間サーバ等のシステムにより実施。
- 更に高まる情報連携のニーズに対応するため、2026年1月から、現行の中間サーバ等に相当する共通サービス（機関間情報連携サービス）の提供を開始。

# 公的個人認証制度を利用した最新の利用者情報（4情報）提供サービス

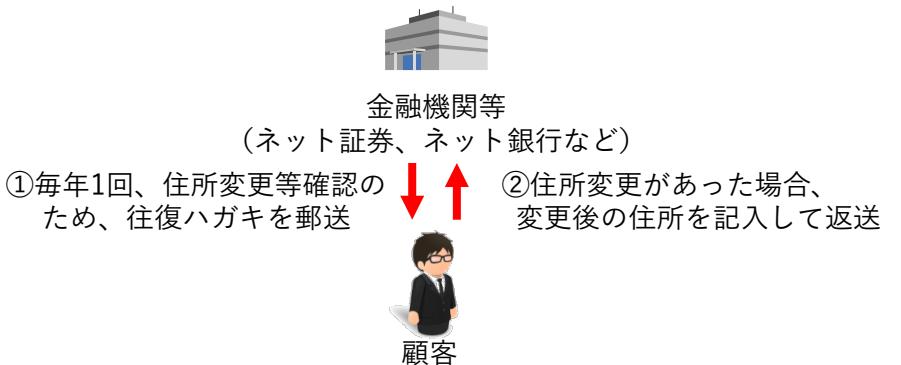
第1回WG資料

デジタル庁資料を  
一部加工

金融機関等が、顧客申し込み等の際に、公的個人認証制度を利用して本人確認を行う場合には、同意を得ることにより顧客の変更後の住所等※を国の機関（J-LIS）から入手することができる（※住所、氏名、生年月日、性別の4情報）サービスの開始は令和5年5月開始

## サービス活用前

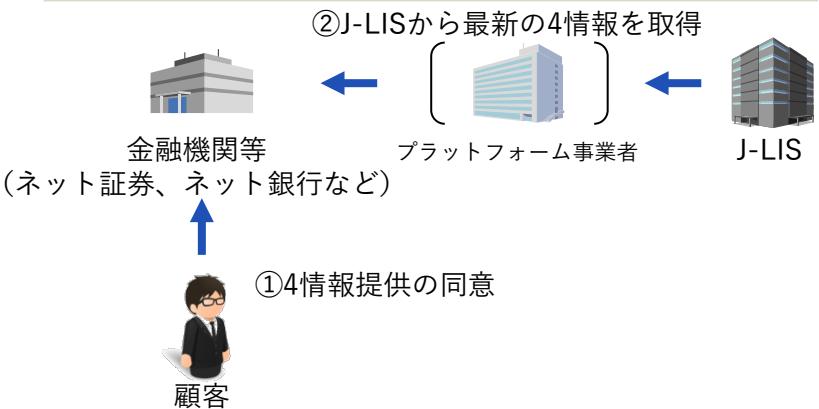
住所等変更確認のために、金融機関等事業者は  
**1年に1度程度郵送で**顧客に確認し、顧客情報を最新化する



- ・ 顧客の住所等変更のタイミングがすぐにわからない
- ・ 必ず返信が来るとは限らない
- ・ 郵送費がかかる
- ・ 顧客は、ハガキへの記入、返信が手間

## サービス活用後

住所等変更確認のために、金融機関等事業者は  
**いつでもオンラインで**顧客情報を最新化できる



- ・ 金融機関は顧客が住所等変更を行うとすぐにわかる
- ・ いつでも照会できる
- ・ 往復はがきでのやり取りが不要になる
- ・ 顧客は、ハガキへの記入、返信の手間がなくなる

※令和7年3月現在、22事業者が活用中

# 住民票の写しの交付件数を削減するための方策

## 第1回WGで提示した論点

- ・ 現行、住民票の写しは、誰に対して、どのような用途で提出されているのか。
- ・ 「住基ネットの利用」「公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報（4情報）提供サービスの利用」「コンビニ交付の利用」を更に促進するにあたり、どのような課題があるか。
- ・ 住民票の写しの電子交付の検討にあたり、留意すべき事項として何が考えられるか。

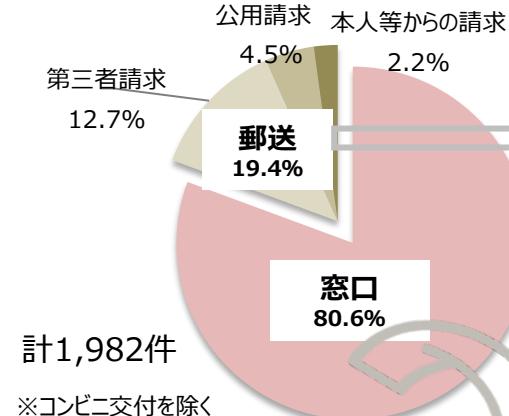
## 第1回WGにおける主な議論

- ・ 住民票の写しが、住所の確認手段として使われているのであれば、提出先の機関において、住民票の写しに代わる書類を認めて頂くといいのではないか。例えば、マイナンバーカードの券面情報を読み取って住所確認するなど。当団体では、住民票の写しの交付については、コンビニ交付が4割で窓口・郵送交付が6割で、公用請求は僅少。
- ・ 住民票の写しについては、紙交付と電子交付の併用では、紙の交付件数は減るが、市町村の事務負担全体ではそれほど変わらないと思われ、電子交付を進めるのであれば、紙交付の廃止を検討すべきではないか。
- ・ 住民票の写しの紙交付については、紙である必要性がないものはどんどん電子化を進めるとともに、紙の手続の延長線上のデジタル化にならぬよう、電子データを正本とした場合の課題等を検討する必要がある。住民票の写しは行政機関に提出されているのか民間事業者に提出されているのか、その内訳も重要。
- ・ 住民票の写しの電子交付については、電子データになると提供や利用が容易になる点、住民票の写しは個人情報が複数記載された公的な書類である点、住民票の写しが様々な場面で利用される過程で不適正な利用や流通が起こる可能性に留意する必要がある。住民票の写しと国税における電子納税証明書との、記載情報、交付件数、利用シーンの違いなども踏まえリスク分析を行い、個人情報保護との関係を整理すべき。
- ・ 住基ネットや公的個人認証の4情報提供の利用拡大については賛成。世帯情報が必要となれば、住民票の写しの電子交付も考えられると思う。一方で、電子データの原本性をどう考えるか、電子署名を付与した電子データがコピー可能であること等も含めて検討が必要。
- ・ 住民票の写しは民間事業者でも必要とされる。電子交付を行うとした場合、民間事業者のシステムと個別に連携しようとするとコストが高くなるのであれば、まずは電子署名付きのPDFデータ等を簡易に受け渡しができる仕組みにすればよいのではないか。複製可能であったとして、検証に対して課金することも考えられる。
- ・ 電子交付はセキュリティの観点から問題がなければ賛成。どうしても紙交付を残す必要がある場合、紙交付の手数料を上げることも考えられる。

# 住民票の写しの交付件数の内訳①

- 住民票の写しの交付件数や利用目的について、各団体におけるサンプル調査の結果は以下のとおり。

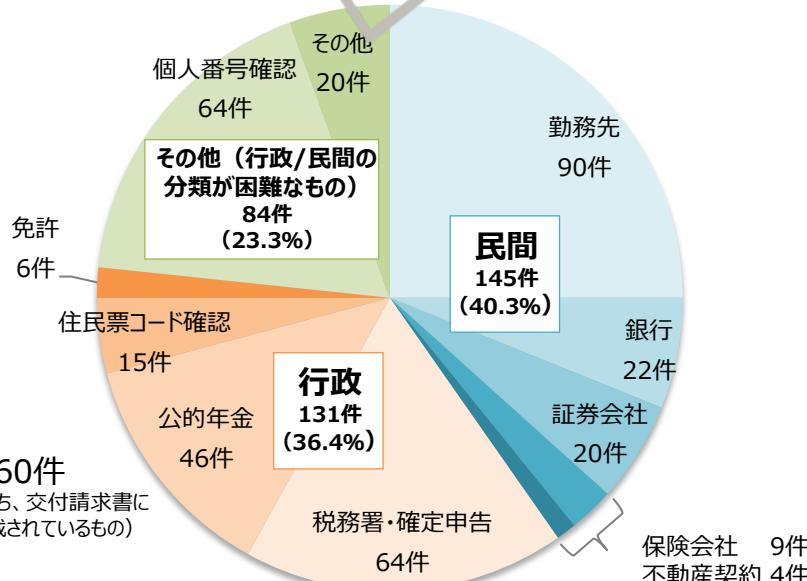
## 東京都狛江市（人口約8.3万人）



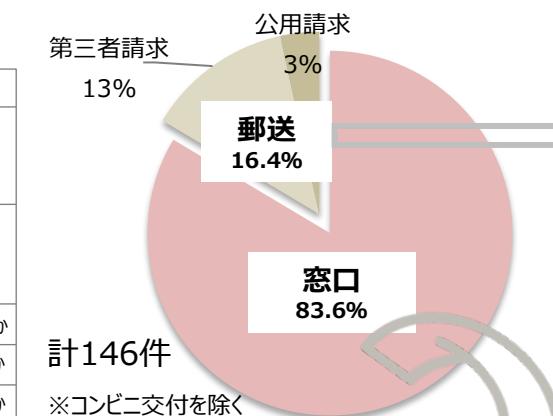
調査期間：令和7年2月1日～28日

◎郵送交付（本人請求以外）の内訳 ※		
	法 人	・貸金業者(36) ・債権を買い取った法人(27) ・債権回収業者(19) ほか
第三 者 (137)	97	・弁護士(28) ・司法書士(5) ・行政書士(5) ほか
公 用 (53)	国 都道府県 市町村	・税務署(7) ・年金機構(6) ほか ・税部門(12) ・用地部門(8) ほか ・税部門(13) ・用地部門(2) ほか

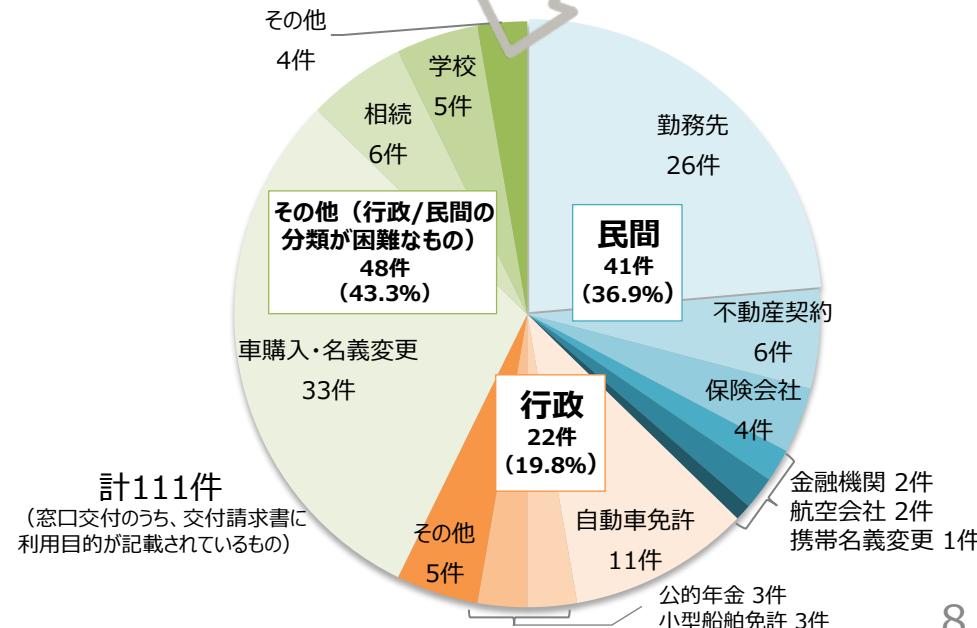
※確認可能なもののみ



## 鹿児島県瀬戸内町（人口約0.8万人）



◎郵送交付（本人請求以外）の内訳		
	法 人	・債権回収(11) ・保険会社(1) ・奨学金(1)
第三 者 (19)	13	・弁護士(4) ・司法書士(2)
公 用 (5)	1	・土地収用 (2) ・課税事務 (1) ・保安林解除 (1) ・国民年金の徴収(1)



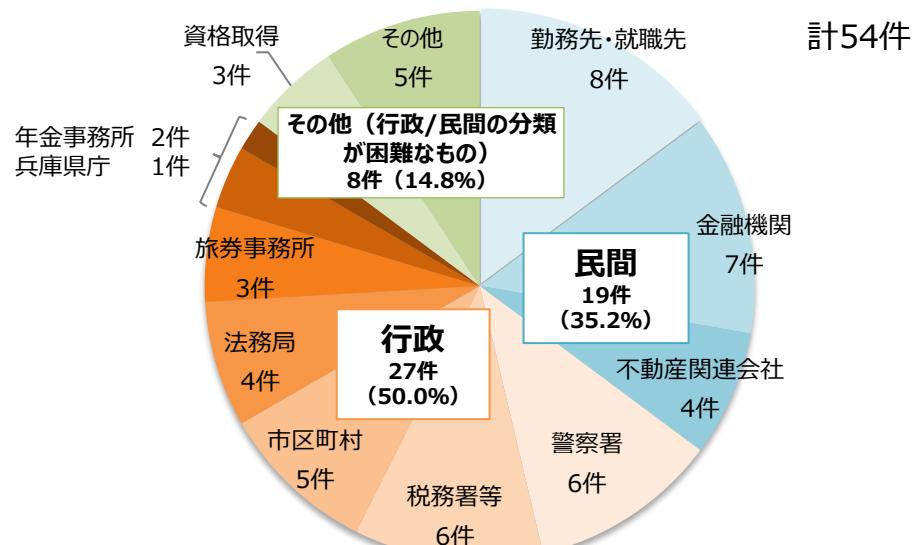
窓口交付・郵送交付の割合

窓口で交付された住民票の写しの利用目的

# 住民票の写しの交付件数の内訳②

## 兵庫県西宮市（人口約48.2万人）

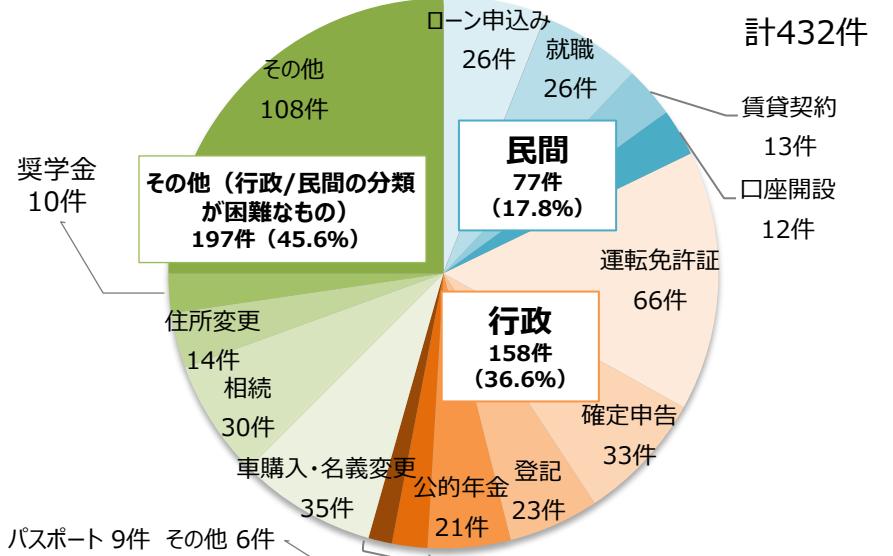
調査期間：令和7年3月1日～31日



窓口で交付された住民票の写しの利用目的

## A市（人口約9万人）\*

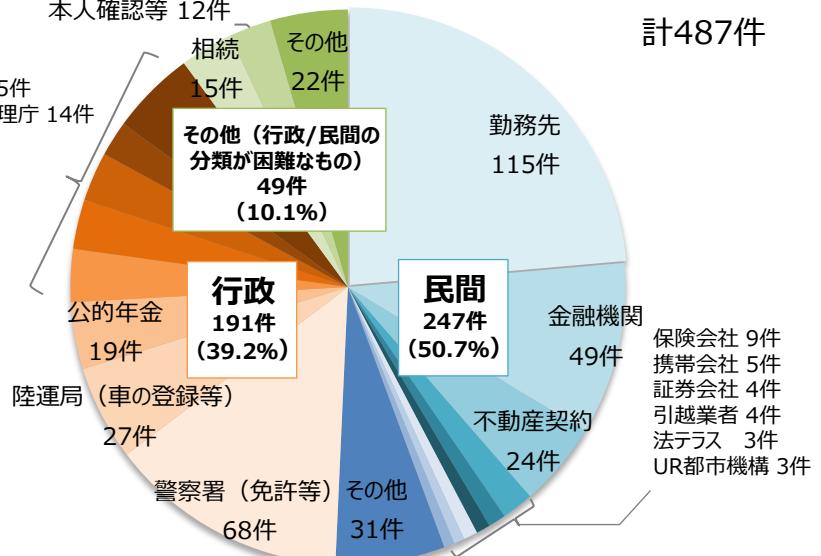
調査期間：令和7年3月3日～7日



\*A市・B市はWG構成員以外の団体であって、サンプル調査に協力頂いた団体。

## B市（人口約14万人）\*

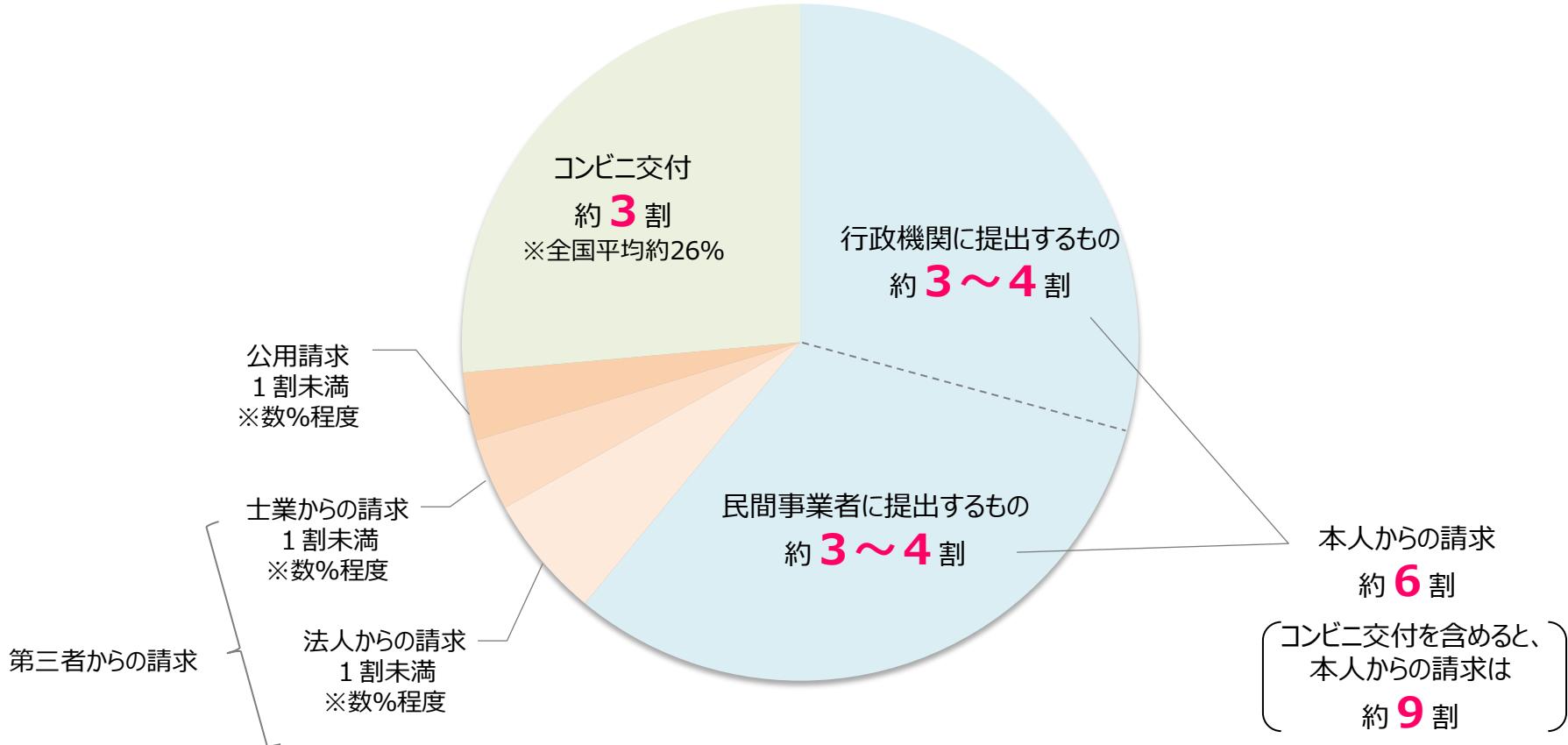
調査期間：令和7年2月17日～21日



## 住民票の写しの交付件数の内訳③

- 住民票の写しの請求主体や、本人からの請求の場合の提出先について、各団体におけるサンプル調査の結果を踏まえると、団体毎に実情は異なるものの、概ね以下のような状況であると考えられる。

住民票の写しの請求主体/本人請求の場合の提出先（イメージ）



※コンビニ交付の割合は、p3「住民票の写しの交付件数の推移」（第1回WG資料）における令和5年のコンビニ交付件数/年間交付件数により算出

※コンビニ交付以外のものについて、「本人からの請求」「法人からの請求」「土業からの請求」「公用請求」の割合は、p8・9に記載の各団体のサンプル調査の結果を参考に算出

- 住民票の写しの交付件数を削減するには、**割合が大きい「本人からの請求」を中心に検討を深める必要**があるのではないか。「本人からの請求」は、更に、「**本人が行政機関に提出するもの**」「**本人が民間事業者に提出するもの**」に分けて検討する必要があるのではないか。

# 住民票の写しの提出先・提出先において確認している情報（本人が交付を受け、行政機関に提出する場合）

- 本人が住民票の写しの交付を受ける場合について、主な提出先（行政機関）と提出先が確認している情報は以下のとおりであり、**本人の4情報を確認している場合が多い。**

提出先	手続	提出先において確認している情報							
		本人の情報				本人以外の世帯員の情報			
		4情報	個人番号	本籍	4情報	続柄	個人番号	本籍	備考
日本年金機構/各共済組合	厚生年金の請求手続等	<input checked="" type="radio"/>							通常、住基ネットで情報を取得するため住民票の写しの提出は不要 ※日本年金機構では、年金原簿に個人番号が登録されておらず、かつ年金請求時に個人番号の届出がなかった者にのみ住民票の写しの提出を求めている
国税庁（税務署）	確定申告（窓口で手続する場合） ※税理士により行われる場合がある	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>						e-taxを利用すれば、住民票の写しを省略可能
法務省（法務局）	不動産登記 ※司法書士等により行われる場合がある	<input checked="" type="radio"/>		既に、住基ネットやマイナンバーカード（電子証明書）の利用により、住民票の写しの省略が進んでいる手続					オンライン申請（マイナンバーカードの署名用電子証明書を利用）を利用すれば、住民票の写しを省略可能 ※職権による住所等変更登記（R8.4～）でも住基ネットが活用される予定（住民票の写しを省略可能）
国土交通省	自動車の登録 ※自動車販売店経由で登録が行われる場合がある	<input checked="" type="radio"/>							オンライン申請（マイナンバーカードの署名用電子証明書を利用）を利用すれば、住民票の写しを省略可能 ※氏名・住所変更の申請については、住基ネットを用いて住民票の写しの提出を省略可能
都道府県（警察）	自動車運転免許の取得手続	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>					※マイナ免許証の本籍情報変更手続には、戸籍電子証明書を利用すれば、住民票の写しを省略可能

（国土交通省・不動産流通経営協会・全国宅地建物取引業協会連合会・全日本不動産協会へのヒアリング結果、日本年金機構・国税庁・警察庁・法務省のホームページ情報を元に総務省において作成。）

- 4情報を確認する手続については、**既に、住基ネットによる行政機関間のバックヤード連携やマイナンバーカード（電子証明書）を用いたオンライン申請により、住民票の写しの省略を進めており、これらの取組をさらに進めることが重要**か。また、住民票の写しが省略された手続であっても、住民が住民票の写しを提出している可能性があり、**住民票の写しが省略可能であることについて、各省庁における周知広報に工夫が必要**な面もあるか。
- 本籍情報や世帯員の情報を確認する手続については、行政機関間のバックヤードでの情報連携の手法（例；戸籍電子証明書、公共サービスメッシュ等）の更なる活用を、今後検討することが考えられるか。

# 住民票の写しの提出先・提出先において確認している情報（本人が交付を受け、民間事業者に提出する場合）

- 本人が住民票の写しの交付を受ける場合について、主な提出先（民間事業者）と提出先が確認している情報は以下のとおりであり、**本人の情報に加え、世帯員の情報を確認している場合が多い。**

提出先	手続	提出先において確認している情報※							
		本人の情報			本人以外の世帯員の情報				
		4情報	個人番号	本籍	4情報	続柄	個人番号	本籍	備考
勤務先	通勤手当の認定、住居手当の認定	<input type="radio"/>							
	扶養手当の認定、単身赴任手当の認定	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			配偶者、被扶養者の情報を確認
	社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険等）の資格取得／喪失、被扶養者異動、育児休業関係手続	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			配偶者、被扶養者の情報を確認
	所得税の特別徴収異動届、特別徴収切替申請	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						
銀行	住宅ローンの申し込み ※不動産会社を経由して手続が行われることがある。	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			世帯構成、在留資格の有無を確認
	銀行口座の開設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						
証券会社	証券口座の開設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						
保険会社	保険契約、保険金請求手続（死亡、年金支払開始等）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						
家主	不動産の賃貸借契約 ※不動産会社を経由して手続が行われることがある	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			居住者本人・世帯員（家族で入居する場合）の情報を確認

口座開設時にマイナンバーカード（電子証明書）を利用してオンライン手続を行えば、公的個人認証を活用した最新4情報提供により、最新の住所等を確認可能

マイナンバーカード・電子証明書（スマホ搭載含む）で確認可能な手続

※一般的な例であり、事業者により取扱いが異なることがあり得る。

（地方公共団体情報システム機構人事担当部局・総務省人事担当部局・全国銀行協会・不動産流通経営協会・全国宅地建物取引業協会連合会・全日本不動産協会へのヒアリング結果、銀行・証券会社のホームページ情報を元に総務省において作成。）

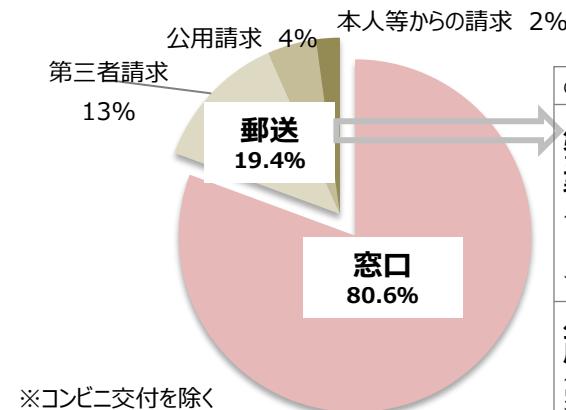
- 4情報や個人番号を確認する手続について、民間事業者は住基ネットを利用できないものの、マイナンバーカードの券面・電子証明書で情報を確認できるほか、口座開設手続等を公的個人認証を用いてオンラインで行った場合、その後も最新4情報提供により住所情報等を確認可能。マイナンバーカードの普及が進んだことを踏まえ、最新4情報提供の活用促進を図ることが重要か。
- 世帯員の情報を確認する手続については、住民票の写し以外の手段がないことから、住民票の写しの取得に係る利便性向上方策を検討する必要があるか。

# 住民票の写しの提出先・提出先において確認している情報（第三者請求・行政機関からの公用請求）

- 住民票の写しの交付件数や利用目的について、**第三者（法人や土業）による請求や公用請求の内訳**は以下のとおり。（p 8 再掲）

## 東京都狛江市（人口約8.3万人）

調査期間：令和7年2月1日～28日

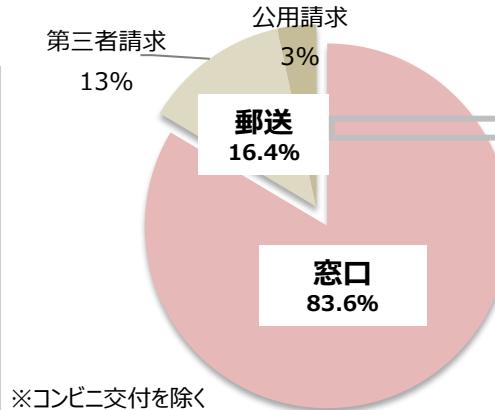


計1,982件

◎郵送交付（本人請求以外）の内訳	
第三者	(137)
法人	97
・貸金業者(36) ・債権を買い取った法人(27) ・債権回収業者(19) ほか	
士業	40
・弁護士(28) ・司法書士(5) ・行政書士(5) ほか	
国	
・税務署(7) ・年金機構(6) ほか	
都道府県	
・税部門(12) ・用地部門(8) ほか	
市町村	
・税部門(13) ・用地部門(2) ほか	
公用	(53)

## 鹿児島県瀬戸内町（人口約0.8万人）

調査期間：令和7年4月14日～24日



計146件

◎郵送交付（本人請求以外）の内訳	
第三者	(13)
法人	1
・債権回収(11) ・保険会社(1) ・奨学金(1)	
士業	6
・相続(4) ・債権回収(2)	
公用	(6)
・土地収用 (2) ・課税事務 (1)	
市町村	
・保安林解除 (1) ・国民年金の徴収(1)	

## 第三者による請求について

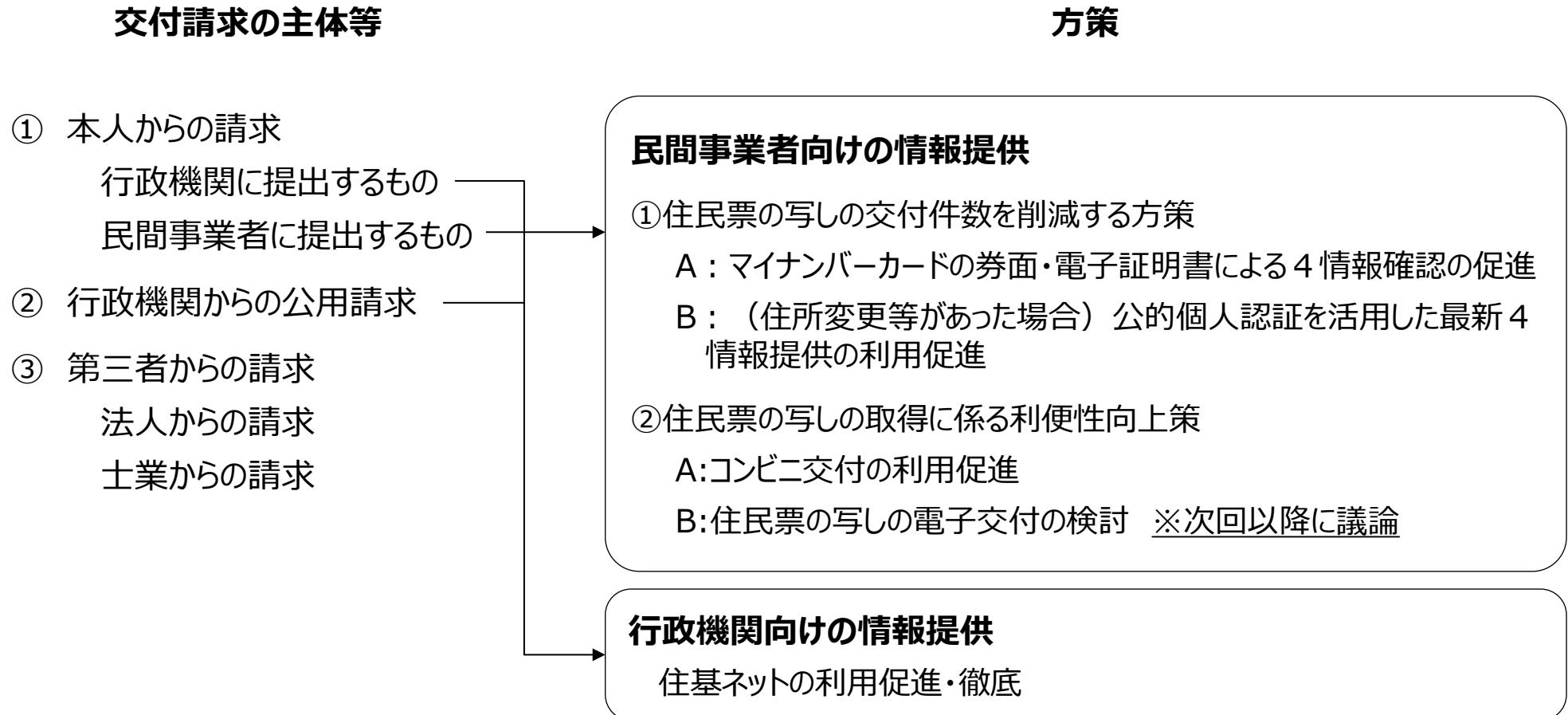
- 第三者による請求（法人や土業）からの交付請求は、債権回収を目的として行われる例が多いと考えられる。これらの場合は、本人が当初契約した法人とは別の主体が請求を行うものであり、公的個人認証を活用した最新4情報提供の利用は困難。
- そもそも、**第三者による請求については、市町村において請求主体や利用目的等を厳格に確認する必要があるため、窓口負担の軽減には一定の限界があるのではないか。**

## 行政機関からの公用請求について

- 公用請求は、**住基ネットが利用可能な事務においても行われている可能性があり、各機関において、住基ネットの利用を徹底する必要があるのではないか。**

# 住民票の写しの交付件数を削減するための方策/住民票の写しの取得に係る利便性向上策

- 以上を踏まえると、**住民票の写しの交付件数を削減するための方策**や**住民票の写しの取得に係る利便性向上策**は、**以下のように考えられる**のではないか。



## **民間事業者向けの情報提供**

### **①住民票の写しの交付件数を削減する方策**

**A：マイナンバーカードの券面・電子証明書による4情報確認の促進**

**B：（住所変更等があった場合）公的個人認証を活用した最新4情報提供の利用促進**

### **②住民票の写しの取得に係る利便性向上策**

**A:コンビニ交付の利用促進**

**B:住民票の写しの電子交付の検討**

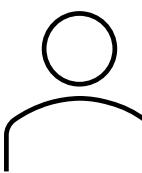
# マイナンバーカードと公的個人認証を活用した4情報提供

- 様々な行政手続や民間サービスにおいて、**対面ではマイナンバーカードの券面の提示、オンラインではマイナンバーカードの電子証明書により、4情報等を相手方に提供可能。**
- さらに、令和7年4月から、制度上、電子証明書機能に加え、**属性証明機能（4情報、個人番号、顔写真）をスマートフォンに掲載することが可能になり、スマホのみで対面でもオンラインでも4情報等の提供が可能となった。**
- これらの仕組みを活用することで、**住民票の写しによらず、本人が民間事業者等向けに4情報等を提供可能。**

## マイナンバーカードを利用する場合

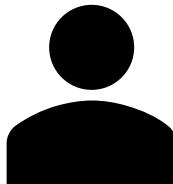
### <対面での本人確認（カードの提示）>

利用者



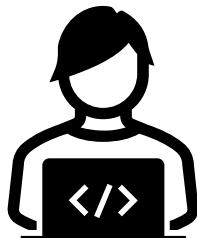
カードを提示

相手方



### <オンラインでの本人確認（署名用電子証明書）>

利用者

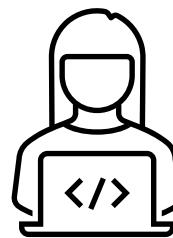


自分の情報を入力した上で  
電子署名を付して送付



・カードをかざす  
・6～16桁暗証番号を入力

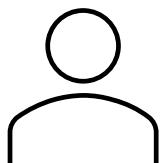
相手方



## スマートフォンに搭載した場合

**対面でもオンラインでも  
スマートフォンのみで本人確認が可能**

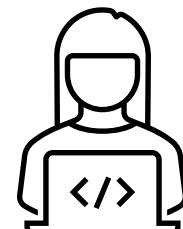
利用者



スマホに記録された  
カード情報を送信



無償提供される  
プログラムで受信



# マイナンバーカードに係る機能のスマートフォンへの搭載について

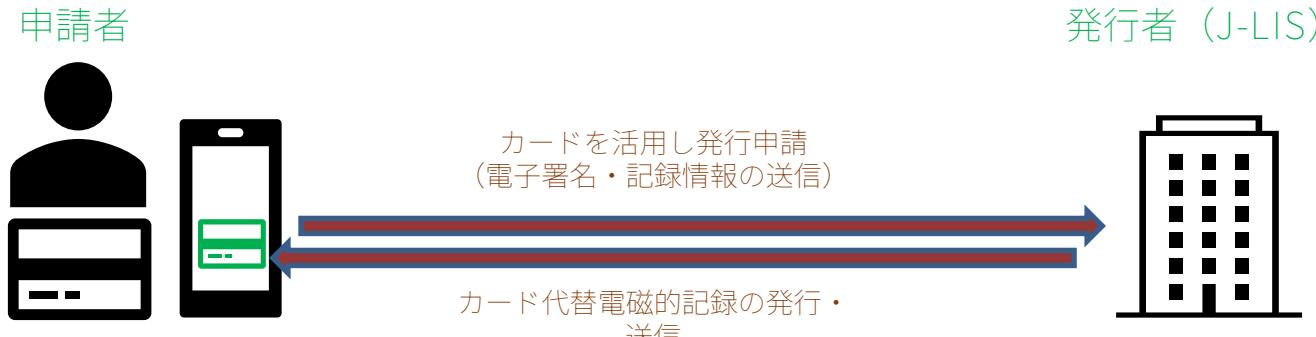
デジタル庁資料

(デジタル社会形成基本法等の一部改正法によるマイナンバー法の改正)

- マイナンバーカードと同等の機能をスマートフォンに搭載し、マイナンバーカードを持ち歩かなくても、スマートフォンで同じ本人確認を行えるようにする。
- 既に措置済のマイナンバーカードの電子証明書機能に加え、マイナンバーカードが保有している基本4情報等（氏名、生年月日、住所、性別、マイナンバー、顔写真）をスマートフォンに搭載し、本人の了解のもとで、相手方に提供できるようにする。

## ■ 申請・搭載時

～はじめは、マイナンバーカードをかざして、スマホにマイナンバーカード機能をダウンロード。



## ■ 利用

～マイナンバーカード機能を使うときは、カードをかざすことなくスマホだけで官民の手続きが完了。  
(マイナンバー法上の本人確認等が可能)



※1 デジタル社会形成基本法等の一部改正法：

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためにデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律

※2 マイナンバー法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

## **民間事業者向けの情報提供**

### **①住民票の写しの交付件数を削減する方策**

A : マイナンバーカードの券面・電子証明書による4情報確認の促進

B : (住所変更等があった場合) 公的個人認証を活用した最新4情報提供の利用促進

### **②住民票の写しの取得に係る利便性向上策**

A:コンビニ交付の利用促進

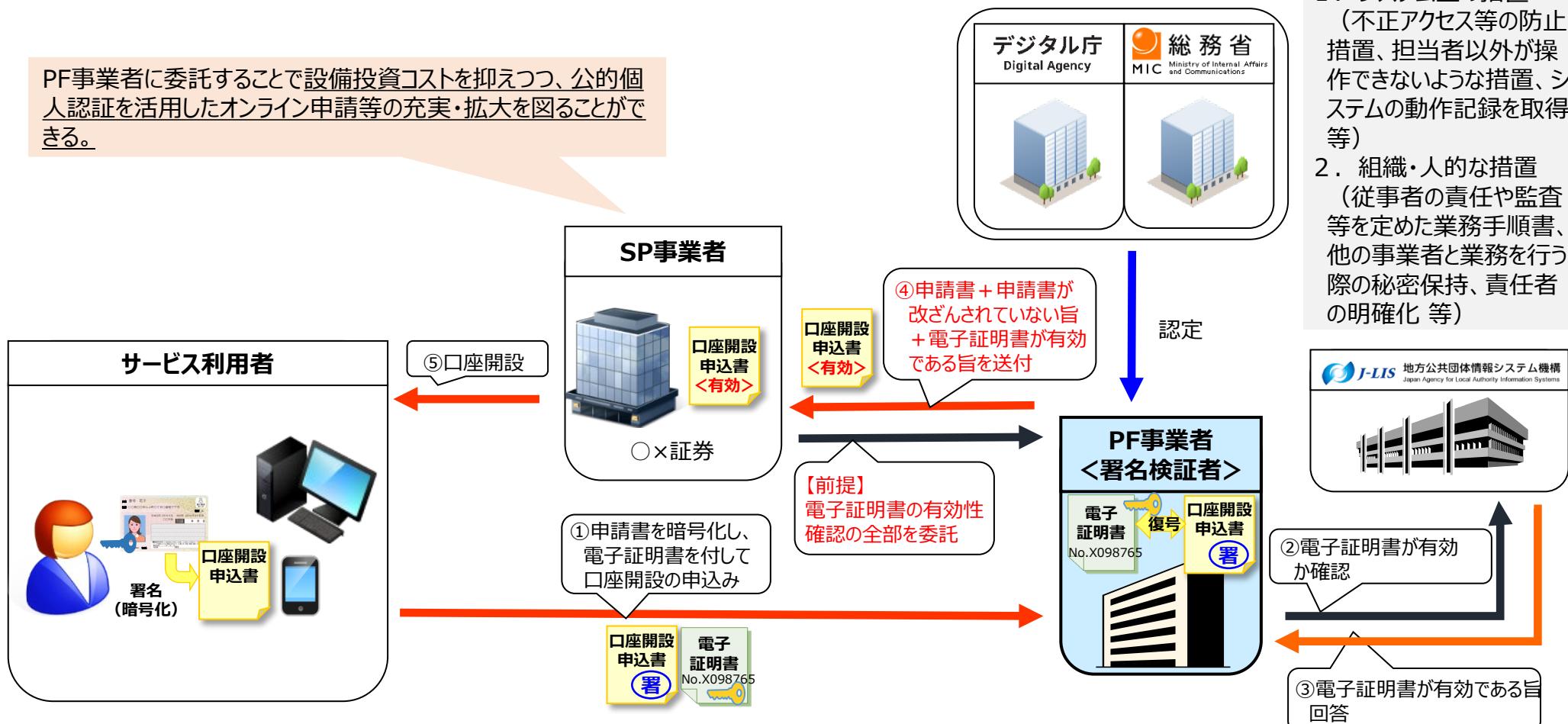
B:住民票の写しの電子交付の検討

# 公的個人認証を活用する民間事業者

- 民間事業者が公的個人認証を活用するためには、**使用するシステムについて基準を満たした上で実施体制を整備し、内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた事業者（プラットフォーム（PF）事業者）となるか、PF事業者に電子証明書の有効性確認などを委託した事業者（サービスプロバイダー（SP）事業者）となる必要がある。**
- SP事業者は初期投資のコストを抑えつつ、公的個人認証を活用したオンライン申請等を導入することが可能。

## <証券口座開設の例>

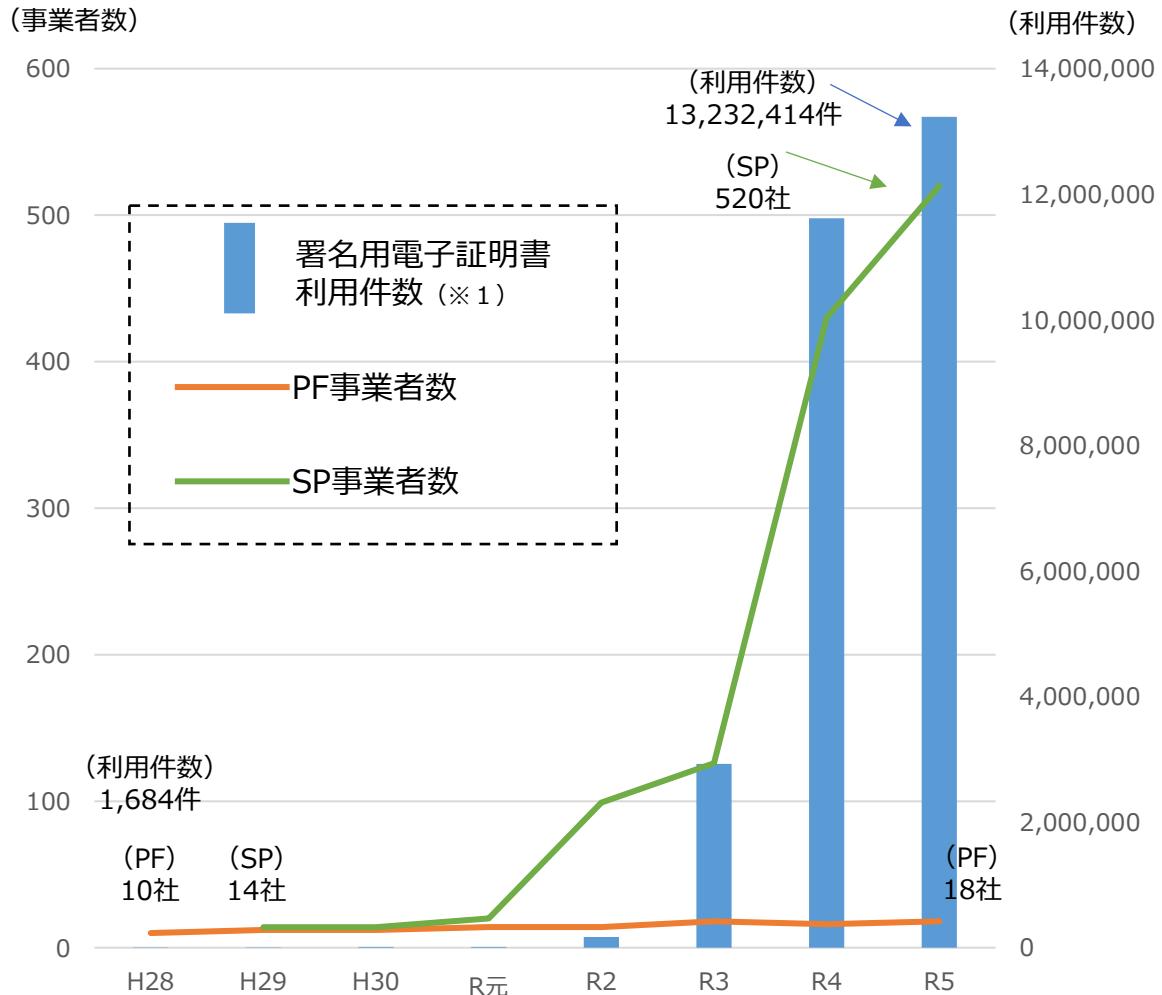
PF事業者に委託することで**設備投資コストを抑えつつ、公的個人認証を活用したオンライン申請等の充実・拡大を図ることができる。**



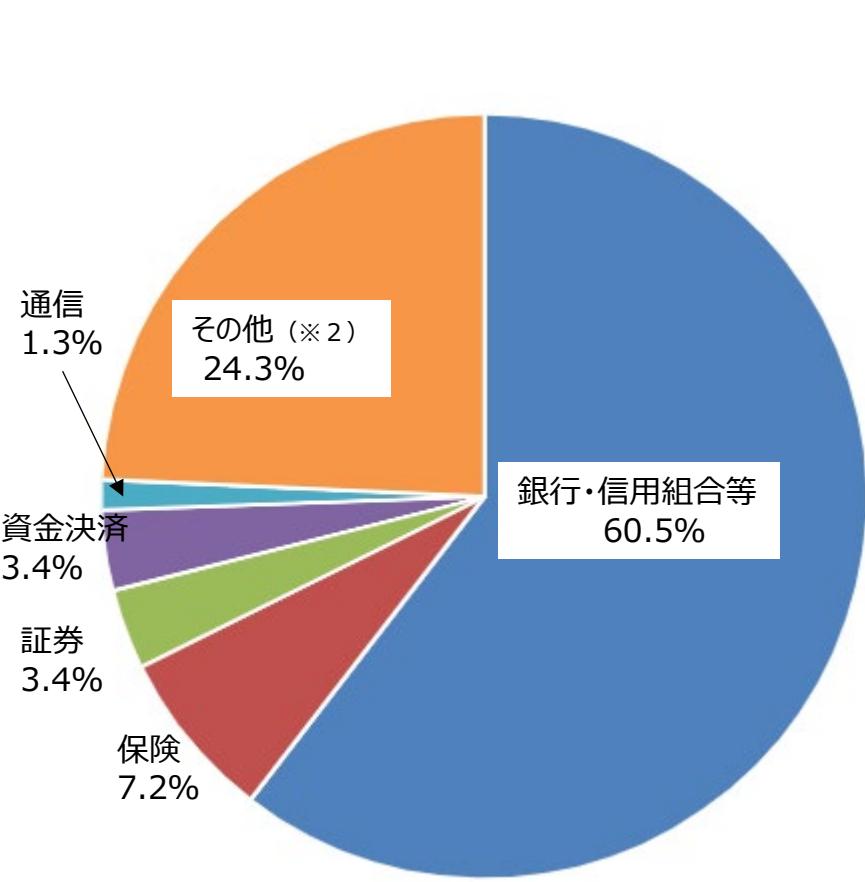
# 民間事業者（PF・SP事業者）による公的個人認証制度の利用状況

- マイナンバーカードの普及に伴い、利用する**民間事業者数（SP事業者）と利用件数がともに顕著に増加**している。
- 利用する民間事業者は金融機関が7割以上を占め、保険の申込みや、銀行・証券の口座開設等への利用が多い。

## 公的個人認証制度を利用する事業者数・利用件数の推移



## SP事業者の業種別割合



※1 PF事業者がJ-LISに対して行う有効性照会のうち、OCSP方式による件数。

OCSP(Online Certificate Status Protocol)方式:PF事業者が1件ずつ照会する方式

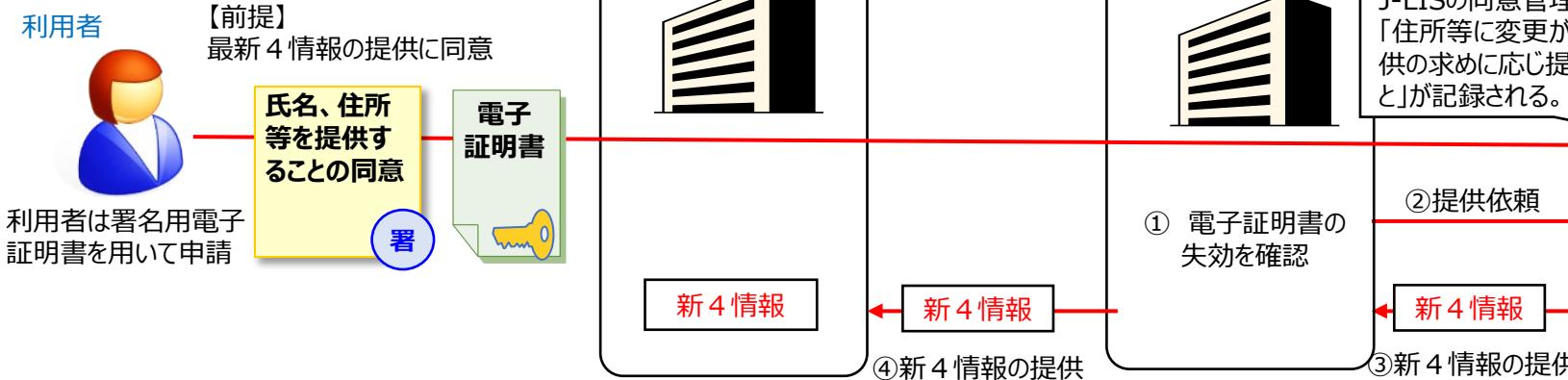
CRL(Certificate Revocation List)方式:1日1回、J-LIS(認証局)が失効情報のリストは提供する方式。

※2 不動産売買、中古買取、サービス利用に係るアカウント作成における本人確認など

# 公的個人認証を活用した最新4情報提供の概要と課題①

- 例えば、顧客が転居しその旨を顧客自らが申し出ない場合、新住所を照会の上で契約書や通知書等について再配達を行うなど、事業者は顧客の最新4情報（氏名、住所、生年月日、性別）を把握できないことで一定の追加コスト（人件費・郵送料等）を負担している。
- これを踏まえ、令和5年5月から、公的個人認証を活用し、**住所等の変更により署名用電子証明書が失効・再発行された利用者について、あらかじめ本人が同意していることを前提にJ-LISから変更後の最新4情報が提供される仕組みを開始。**

## 最新4情報提供の概要



## 最新4情報提供の利用状況

- 令和7年4月1日現在、導入民間事業者数は22社であり、そのうちSP事業者は保険会社3社や証券会社1社などの7社に留まっている。  
※ 生命保険会社は37社、証券会社は24社がSP事業者となっている。
- 利用状況としては、年間16,004件（令和6年）、主な利用は、生命保険会社の氏名、住所変更となっている。  
➡ 生命保険会社等の金融機関でより利用が広がる余地があるのではないか。

# 公的個人認証を活用した最新4情報提供の概要と課題②

- 今回、PF事業者や最新4情報の提供を導入していないSP事業者にヒアリングを行ったところ、導入に向けた課題について以下のような意見があった。
- ヒアリング結果を踏まえると、検討の方向性は以下のように考えられるのではないか。

## 事業者へのヒアリング結果

※PF事業者4社、SP事業者2社

### 【同意の取得の手続について】

- 事業者は、利用者のユーザビリティの観点から、同意の取得を可能な限り簡素な手続で行いたい。  
しかし、デジタル庁・総務省が示すひな形は文言が多く、それをそのまま使用すると利用者の離脱につながってしまうおそれがある。  
また、「公的個人認証サービス利用のための民間事業者向けガイドライン（デジタル庁・総務省）」の記載では、例えば、次の点等がどこまで許容されるかが不明確。
- (例)
  - 口座開設申請等、提供するサービスへの申込みと4情報提供の同意に対し、一括で電子署名を行ってよいのか
  - 同意の取得画面で顧客に説明する事項について、文言の簡素化をどの程度行うことができるのか
- ガイドラインにおいて、事業者は顧客に1年に1度、利用者に同意状況を確認する旨（利用者に同意意思や同意項目の変更の有無について確認を促す目的）が記載されているが、1年に1度の確認の連絡は負担に感じる。

※ 同意については、令和3年の法改正時の衆・参附帯決議において慎重な運用が求められており、有効期限は10年、同意後もいつでも取り消すことが可能とされている（省令で規定）。

附帯決議（衆）：地方公共団体情報システム機構が署名利用者の最新の住所情報等を署名検証者に提供するための本人の同意については、同意後に事情変更があることも踏まえ、同意の取消しを可能とともに同意の有効期限を設けるなど、慎重な運用を行うこと。

### 【メリットや費用効果について】

- 具体的にどういう事務に活用することができるのかや、J-LISやPF事業者への手数料を踏まえても経費等の削減効果がどの程度あるのかなど、事業者が知りたい情報が不足しており、他の事業者の導入状況を様子見しているのではないか。
- 利用者の意思に反した4情報提供が行われてはならない**ことを前提としつつも、「同意の取得」の手続についてより簡素化・柔軟化できないか、ガイドライン等の見直しについて検討する必要があるか。
- 具体的なメリット等がわかりづらいという意見を踏まえ、今後、先行事業者に導入により得られた効果等について更にヒアリングを行い、好事例の横展開を図ってはどうか。

## **民間事業者向けの情報提供**

### **①住民票の写しの交付件数を削減する方策**

A : マイナンバーカードの券面・電子証明書による4情報確認の促進

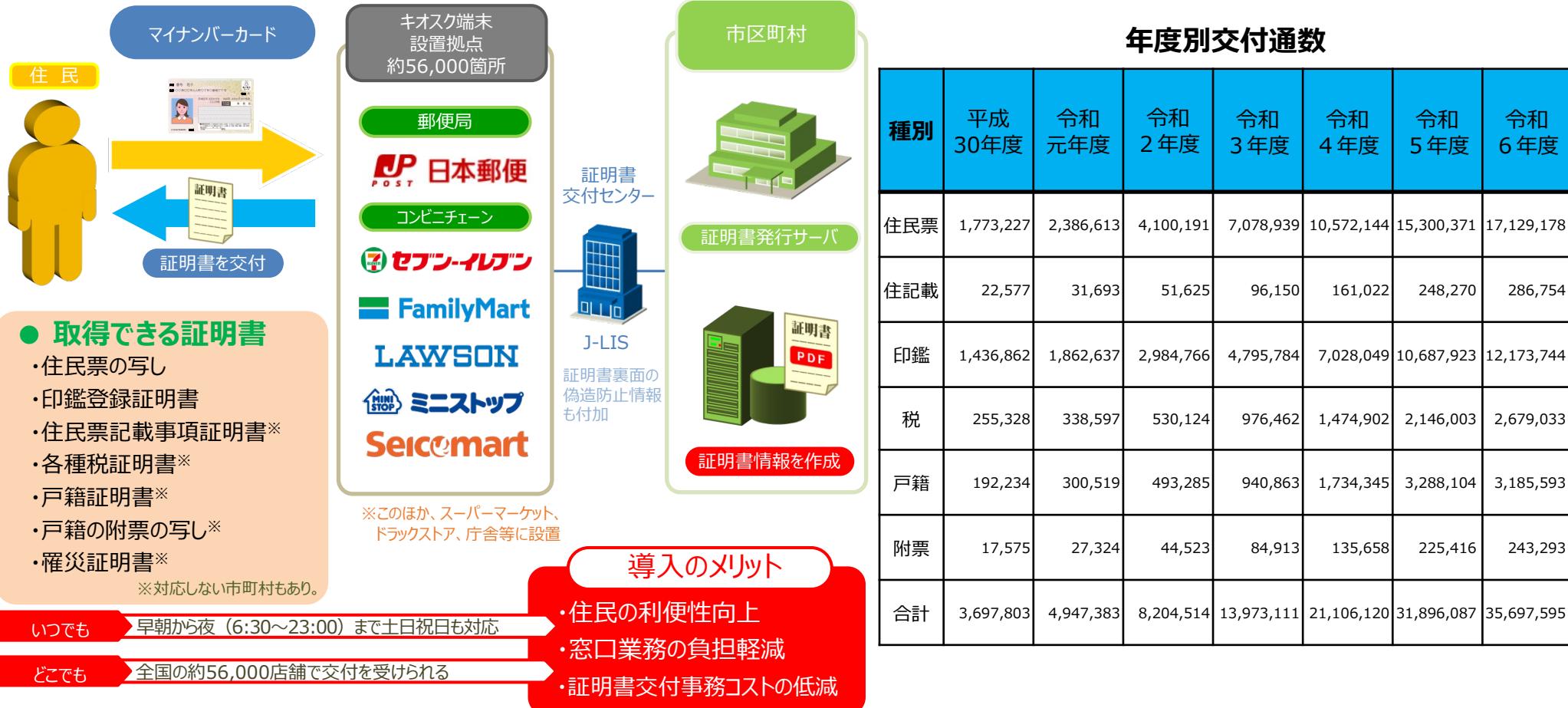
B : (住所変更等があった場合) 公的個人認証を活用した最新4情報提供の利用促進

### **②住民票の写しの取得に係る利便性向上策**

A:コンビニ交付の利用促進

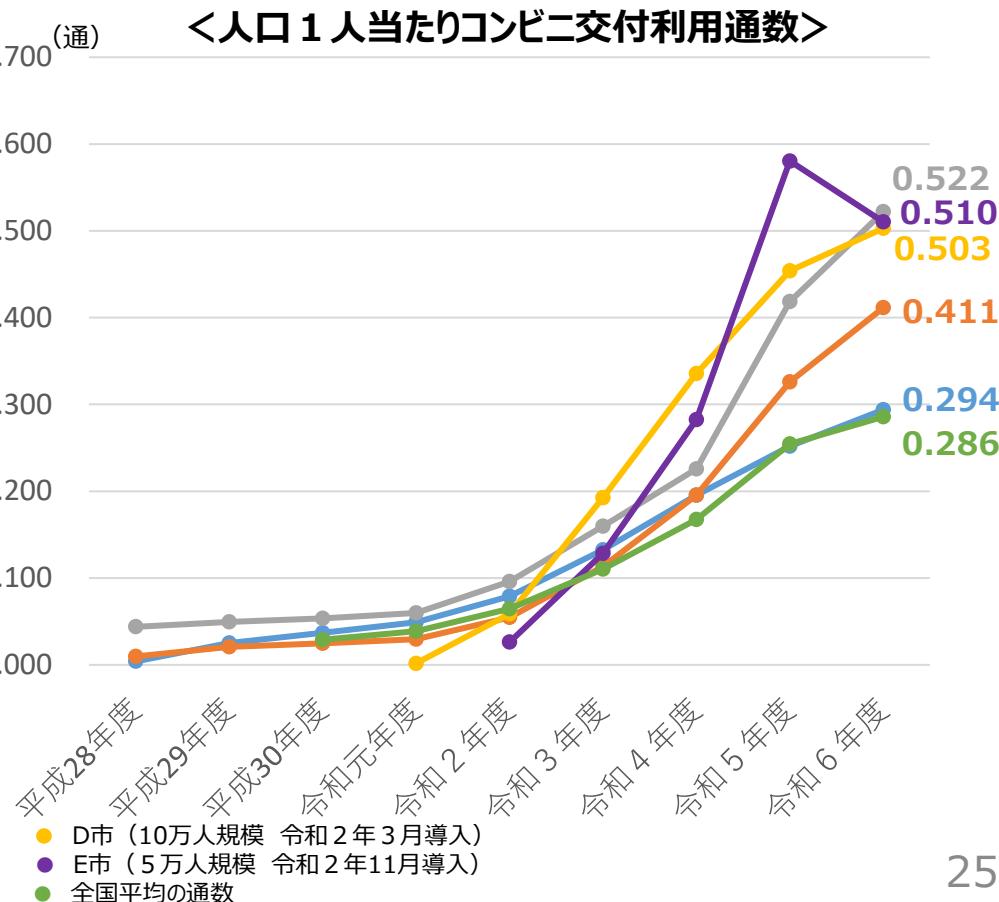
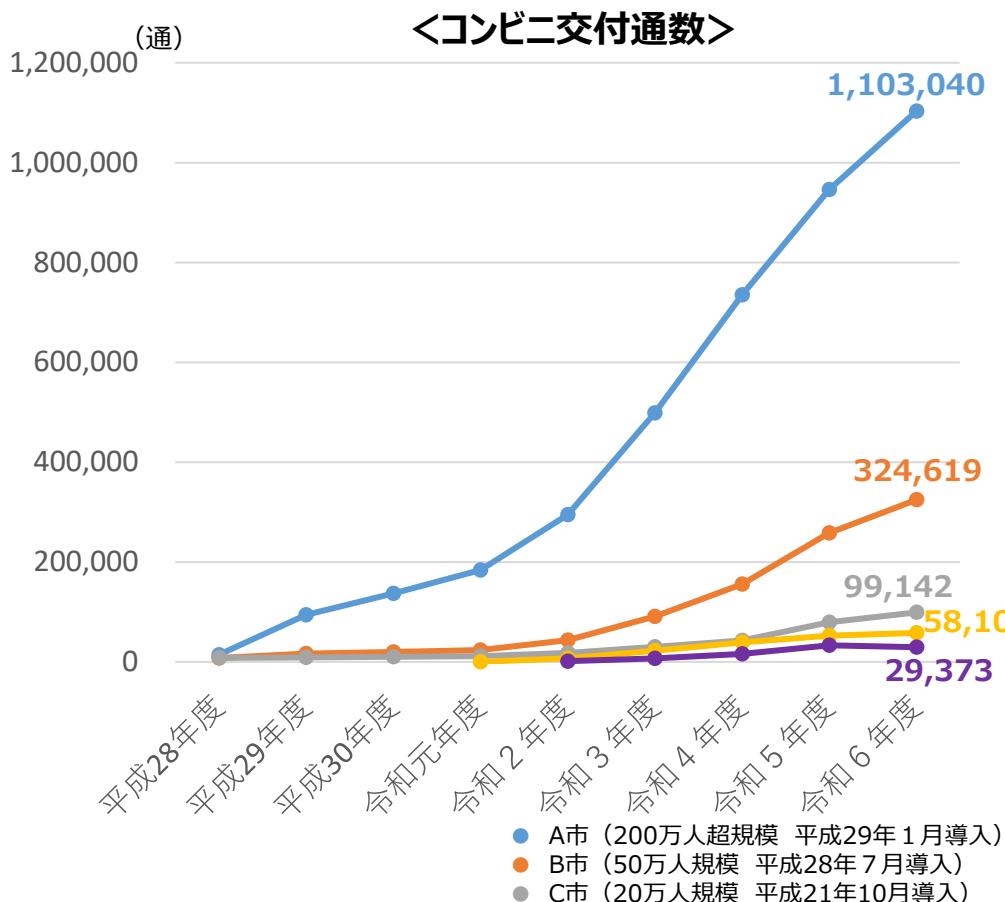
B:住民票の写しの電子交付の検討

- マイナンバーカードを活用し**コンビニ等で住民票の写し等の証明書を交付するサービス**により、**住民の利便性の向上**と窓口負担の**軽減**が実現。
- 交付通数も年々増加。**住民票の写しは、令和6年度には約1,713万通（6年前（平成30年度）の9倍以上）が交付**されている。



# 団体規模別の「人口1人当たりコンビニ交付利用通数」及び「コンビニ交付通数」の推移

- 人口規模の異なる5つの市を取り上げ、団体ごとの毎年度の各種証明書のコンビニ交付通数（総通数）の推移を見ると、**人口規模の大きい団体ほど近年のコンビニ交付通数の伸びが顕著であり、窓口事務軽減の効果やそれに伴う財政負担軽減の効果も大きくなっている**ことが考えられる。
  - 一方、毎年度の人口1人当たりの各種証明書のコンビニ交付利用通数（＝コンビニ交付利用率）を確認すると、必ずしも人口規模の大小による相関は見られず（必ずしも大規模団体の利用割合が高いわけではない）、**小規模団体であっても、様々な取組の工夫等**（後述）により**人口1人当たり通数を向上させている団体もある**ことが分かる。
  - また、住民票の写しについて言えば、全国でのコンビニ交付利用率※は、令和5年度には**27.6%**という水準にあり、近年上昇傾向はあるものの、**全国のマイナンバーカード保有率(令和6年度末:78.3%)と比較して小さく、まだ向上の余地を大きく残しているのではないか**。
- ※ R5年度の全体交付通数 5,553万通に対し、コンビニ交付は1,530万通。



# 1人当たりのコンビニ交付利用通数が多い団体の分析

- ・住民票の写しの交付について、人口1人当たりのコンビニ交付利用通数が多い団体にその要因等を調査。
- ・人口1人当たりのコンビニ交付利用通数が多い団体においては、通常の窓口交付に比べて交付手数料を安価（たとえば1通「10円」など）に設定することのほか、そのメリットを自治体SNS・広報誌等でPRすることなどの取組を通じてコンビニ交付の利用を促進している。

## ＜取組① 交付手数料の引き下げ＞

通常の窓口交付に比べて恒常に交付手数料を100～200円引き下げているほか、期間を限定し、1通10円などの大幅な交付手数料の引下げを行うことにより、コンビニ交付利用への誘導を図っている。

※ 前ページのE市においては、①恒常に交付手数料を100円引き下げているほか、②令和5年度の1年間は1通10円に設定している。

## ＜取組② 各種広報手段を用いた利便性や交付手数料引下げ等のPR＞

自治体のHPやSNS、広報誌等により「コンビニ交付の利便性」や「お得さ」をPRしている。特に、自治体のHPでは、「コンビニのキオスク端末の使用方法を解説する動画」が掲載されている場合もあり、広く住民がコンビニ交付を利用しやすくなるための工夫が見られる。

※ 前ページのD市においては、庁舎窓口で証明書の交付をする際に、併せてコンビニ交付をPRするチラシを配布している。

## ＜取組③ 各種証明書の提出先と連携したコンビニ交付への誘導＞

各種証明書の提出先（域内の金融機関や学校等）と連携し、手続に際して「証明書はコンビニでも取得可能」であることを周知・案内してもらうことなどにより、コンビニ交付利用への誘導を図っている。

## ＜取組④ 窓口における庁内自動交付機の案内＞

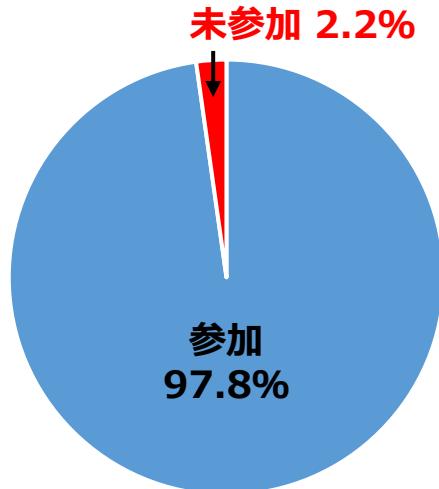
各種証明書の交付を受けるため庁舎窓口を訪れた者に対し、庁内に設置している自動交付機の利用を案内することにより、「コンビニ交付の便利さやお得さ」を実感してもらい、次回以降のコンビニ交付の利用につなげている。

コンビニ交付の更なる利用促進を図る観点から、上記のような取組の周知や全国的な横展開が求められるのではないか。

# コンビニ交付参加／未参加団体の状況

- ・コンビニ交付事業については、令和7年4月15日時点で**全1,741市区町村のうち1,378団体が参加**（今後参加予定の団体を含む）。  
参加団体の住民基本台帳人口に基づく「人口カバー率」は97.8%に至っている。
- ・一方、**人口の小規模な市町村を中心に363団体が未参加**であり、特に**人口5千人未満の町村では約2/3の団体が未参加**。

【参考】参加／未参加団体の「人口カバー率」（令和7年4月時点）



	団体数	団体数ベースの割合	人口※1(万人)	人口ベースの割合
参加※2	1,378	<b>79.1%</b>	12,210	<b>97.8%</b>
未参加	363	<b>20.9%</b>	279	<b>2.2%</b>
合計	1,741	100%	12,489	100%

※1 令和6年1月1日時点の住民基本台帳に基づく人口

※2 令和7年4月時点で参加予定の団体も含む

(グラフ上の割合は団体数ベースでの算出)

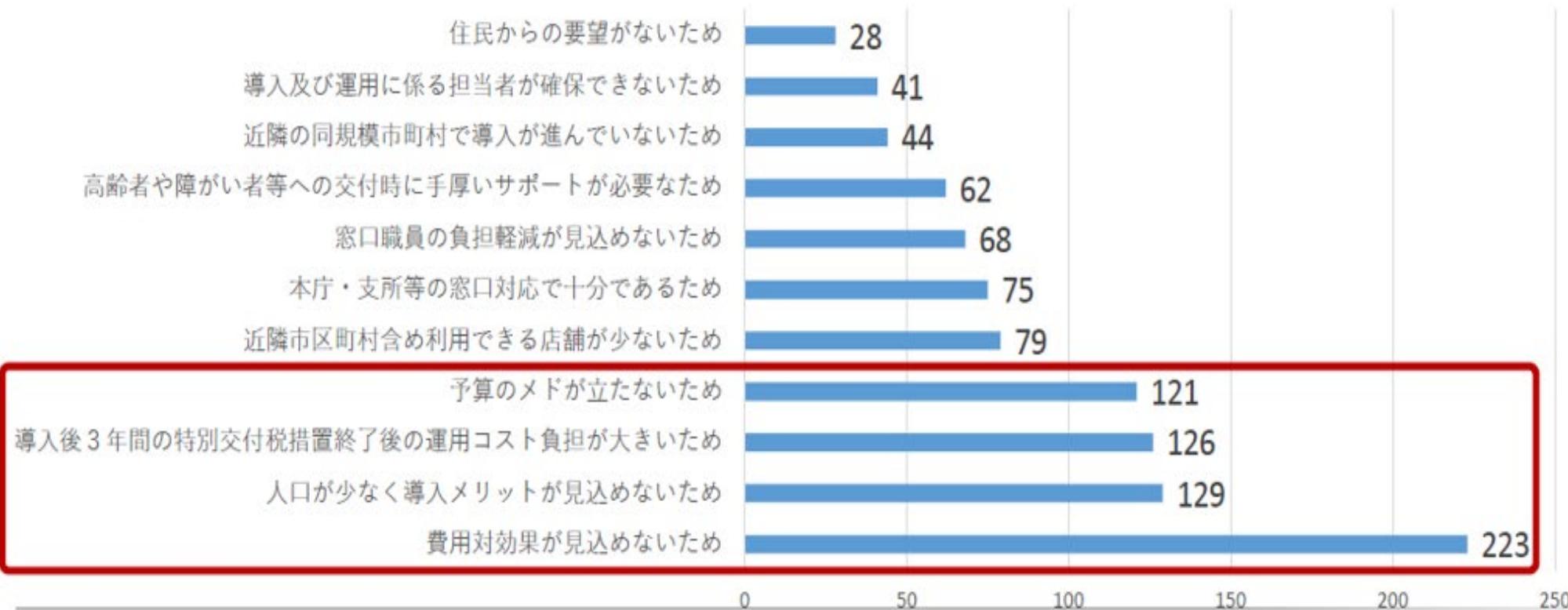
<未参加団体の詳細>

	政 令 市	中 核 市	特 別 区	一般市		町村				合 計
				人口10万人以上	人口10万人未満	人口1万人以上	人口5千人以上	人口5千人未満		
団体数	0	0	0	0	<b>32</b>	<b>58</b>	<b>70</b>	<b>203</b>	363	
全団体数に占める割合	-	-	-	-	32/534 ⇒ 6.0%	58/398 ⇒ 14.6%	70/229 ⇒ 30.1%	203/299 ⇒ 67.9%	-	

# 主な未参加理由

- J-LISの調査によると、コンビニ交付未参加の理由としては、「**近隣市区町村含め利用できる店舗が少ないため**」等の回答がある一方、「**費用対効果が見込めないため**」や「**運用コスト負担が大きいため**」などの財政的な観点等に基づく回答が多くを占めている。

<未参加理由（複数回答可）> ※J-LIS研究開発部「コンビニ交付/自治体基盤クラウドシステムに係る説明会」の資料より抜粋 n=717



- 小規模団体の財政負担軽減にも資する可能性があることから、**費用負担のあり方の見直し**を検討する必要があるか。

※ 上記の論点の詳細については、今回の議論も踏まえ、第3回（次回）において取り上げる。

- (1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策**
- (2) マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策**

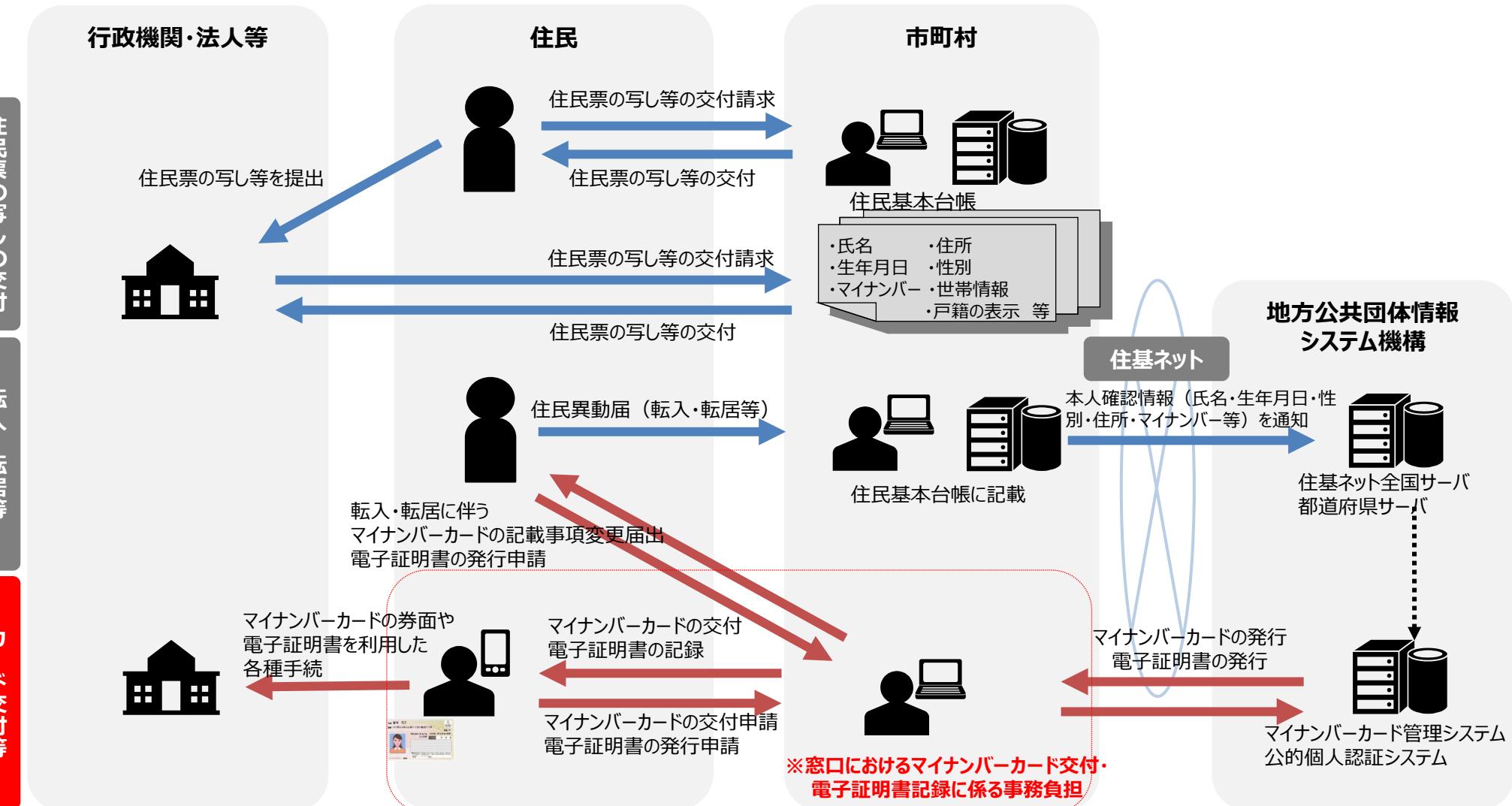
# マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策 (その① カード交付・電子証明書記録等)

- マイナンバーカード関連事務について、**市町村窓口で行われているマイナンバーカードの交付や電子証明書の記録に係る事務負担軽減方策**を検討してはどうか。

住民票の写しの交付

転入・転居等

カード交付等



：住民基本台帳関係  
：マイナンバーカード関係

## 第1回WGで提示した論点

- ・マイナンバーカードの交付や電子証明書の発行にあたり、どのような事務がどの程度、市町村窓口等での負担となつておる、課題となつておるか。
- ・住民の利便性向上やそれらの事務負担の軽減等に向けて、どのような対応が考えられるか。また、その実現に向けた課題は何か。

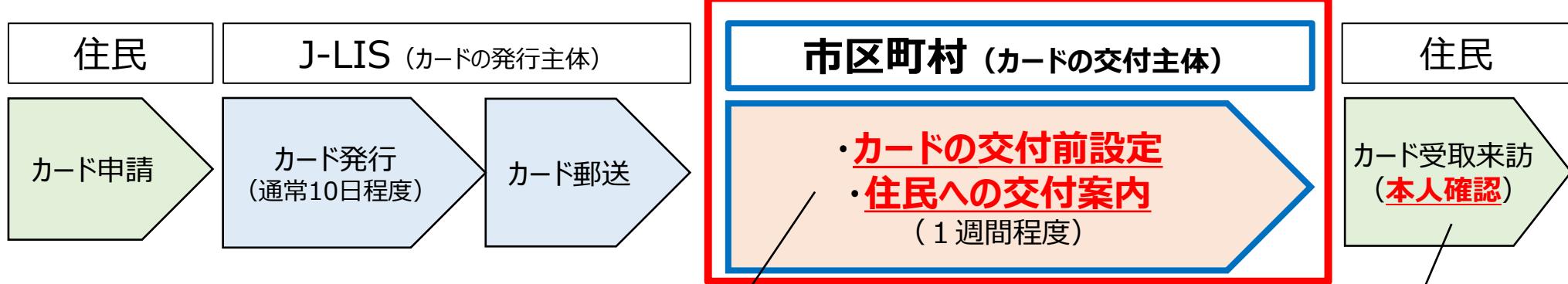
## 第1回WGにおける主な議論

- ・マイナンバーカードについては、eKYC方式で券面情報を用いて本人確認を行つておる例もまだ一部あるようだが、生成AIで券面情報を偽造し、本人確認を突破する例がある。今後の本人確認では、券面情報でなく公的個人認証を利用するのが基本的な流れになるのではないか。公的個人認証の更新だけであれば、オンラインによる更新は技術的に可能ではないか。
- ・マイナンバーカードの交付に係る負担軽減については、既に設計に入っている次期マイナンバーカードでは、電子証明書の更新が10年になることを踏まえ、費用対効果を考慮して議論する必要がある。
- ・電子証明書の更新に係る窓口負担については懸念がある。カード交付については初回交付時の対面での本人確認が信用の起点となっているが、例えば、再発行に特急発行のスキームを拡大することや、電子証明書の更新についてコンビニATM等の民間で行えるようにするという考え方もある。
- ・当団体内の個人番号カード普及率は8割近くで、届出・請求時における本人確認書類としての提示は80%に上っている。他方で、個人番号カードの交付や電子証明書の更新作業、転入時の券面情報、電子証明書の更新作業負担が懸念点であり、特急発行のようにJ-LISで交付前設定を行うことや、電子証明書の交付状況の記録について、交付記録簿の記載事項を見直すことが望まれる。また、公的個人認証サービスの更新・再交付等の記録の簡素化が望まれる。

# マイナンバーカードの交付に係る業務フローと市区町村の実施する作業について

- マイナンバーカードについては、通常、住民からの郵送又はオンライン申請ののち、J-LISからカード等を受領した市区町村による「**交付前設定**」や「**住民への交付案内**」、「**交付時の市区町村窓口での本人確認（交付時来庁方式の場合）**」等、各段階における**多岐にわたる作業**を経て、交付へと至る。

(以下は通常発行・交付時来庁方式の場合) ※カード申請からカード交付までは概ね3週間～1か月の期間



## 「交付前設定」「交付案内」段階での主な作業内容

- J-LISから受領したマイナンバーカードや交付通知書等の用意
- 目視等により、カード券面の印字不良や反り、チップの異常等の有無を確認
- 申請の時点からこれまでの住民の異動（転出、死亡等）の有無の確認
- 目視等により、統合端末の本人確認情報とカード券面の情報、申請書情報等との相互の照合
- 統合端末上での交付前設定の結果記録、処理漏れの有無の確認
- カードの保管場所への収納

※ 市区町村によっては、その後送付する交付通知書に同封する説明

書類についての判断や、本人確認時の窓口対応を丁寧に実施するなどの観点から、この段階で「成年後見」の該当の有無について全件の確認作業をしている例もある。



## 「本人確認」段階での主な作業内容

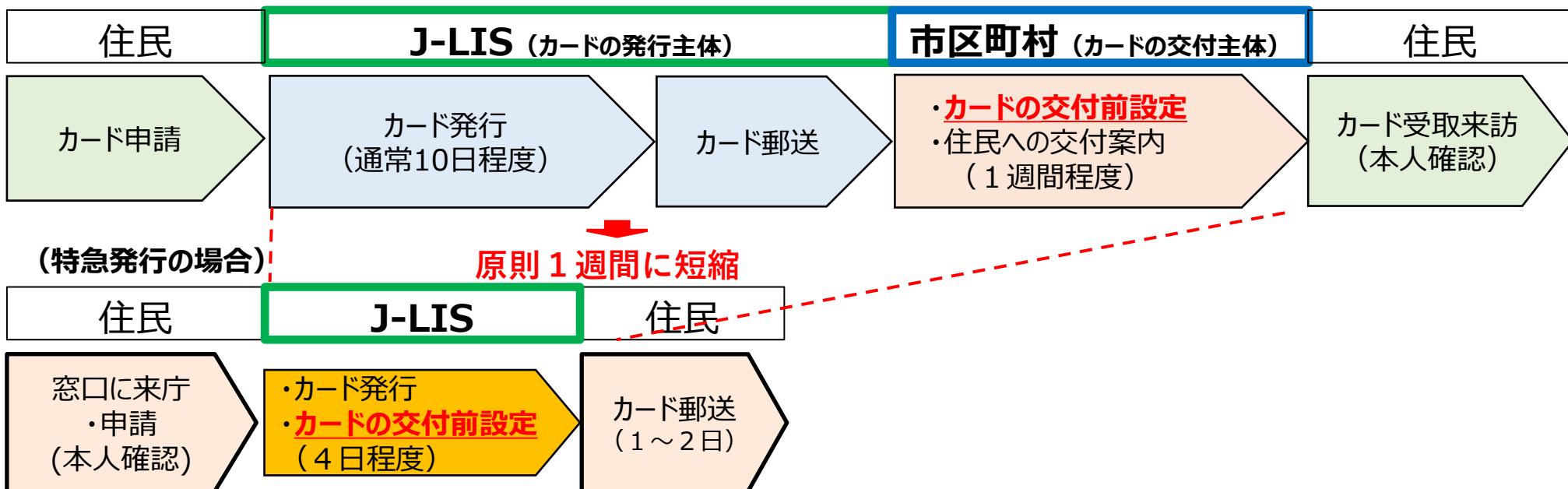
- 交付時の本人確認
- 暗証番号の設定
- カード交付

⇒ これらの作業が全て完了したのち、住民への交付案内（交付通知書の送付）を実施。

# マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策の検討

- マイナンバーカードについては、令和6年12月から、特に速やかな交付が必要な者（カードを紛失した者、出生者、国外からの転入者等）を対象に、通常市町村で実施することとされている交付前設定（券面等の情報と住基の情報との照合、暗証番号の設定等）を、J-LISが代わりに対応することで大幅に短縮するとともに、申請時に窓口で本人確認を行い、申請から交付までの期間を原則1週間とする、特急発行の仕組みを導入（処理能力：1万人／日）。

(通常発行・交付時来庁方式の場合) 1か月程度



- 市区町村のカード関連事務のうち、交付前設定等に係る事務負担が大きいとの自治体からの声を踏まえ、通常発行の対象者に係るマイナンバーカード関連事務に関しては、市区町村の負担軽減に繋げる観点から特急発行の仕組みを応用することについて検討が可能ではないか。※ただし、追加的な財政コスト等が必要となることにも留意が必要。

## **(参考) 第1回WGにおける主な議論**

## ①住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策について

- ・ 住民票の写しが、住所の確認手段として使われているのであれば、提出先の機関において、住民票の写しに代わる書類を認めて貰くといいのではないか。例えば、マイナンバーカードの券面情報を読み取って住所確認するなど。当団体では、住民票の写しの交付については、コンビニ交付が4割で窓口・郵送交付が6割で、公用請求は僅少。
- ・ 住民票の写しについては、紙交付と電子交付の併用では、紙の交付件数は減るが、市町村の事務負担全体ではそれほど変わらないと思われ、電子交付を進めるのであれば、紙交付の廃止を検討すべきではないか。
- ・ 住民票の写しの紙交付については、紙である必要性がないものはどんどん電子化を進めるとともに、紙の手続の延長線上のデジタル化にならないよう、電子データを正本とした場合の課題等を検討する必要がある。住民票の写しは行政機関に提出されているのか民間事業者に提出されているのか、その内訳も重要。
- ・ 住民票の写しの電子交付については、電子データになると提供や利用が容易になる点、住民票の写しは個人情報が複数記載された公的な書類である点、住民票の写しが様々な場面で利用される過程で不適正な利用や流通が起こる可能性に留意する必要がある。住民票の写しと国税における電子納税証明書との、記載情報、交付件数、利用シーンの違いなども踏まえてリスク分析を行い、個人情報保護との関係を整理すべき。
- ・ 住基ネットや公的個人認証の4情報提供の利用拡大については賛成。世帯情報が必要となれば、住民票の写しの電子交付も考えられると思う。一方で、電子データの原本性をどう考えるか、電子署名を付与した電子データがコピー可能であること等も含めて検討が必要。
- ・ 住民票の写しは民間事業者でも必要とされる。電子交付を行うとした場合、民間事業者のシステムと個別に連携しようとするとコストが高くなるのであれば、まずは電子証明付きのPDFデータ等を簡易に受け渡しができる仕組みにすればよいのではないか。複製可能であったとして、検証に対して課金することも考えられる。
- ・ 電子交付はセキュリティの観点から問題がなければ賛成。どうしても紙交付を残す必要がある場合、紙交付の手数料を上げることも考えられる。

# 第1回WGにおける主な議論②

## ②マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策について

### (カード交付・電子証明書記録等)

- マイナンバーカードについては、eKYC方式で券面情報を用いて本人確認を行っている例もまだ一部あるようだが、生成AIで券面情報を偽造し、本人確認を突破する例がある。今後の本人確認では、券面情報でなく公的個人認証を利用するのが基本的な流れになるのではないか。公的個人認証の更新だけであれば、オンラインによる更新は技術的に可能ではないか。
- マイナンバーカードの交付に係る負担軽減については、既に設計に入っている次期マイナンバーカードでは、電子証明書の更新が10年になることを踏まえ、費用対効果を考慮して議論する必要がある。
- 電子証明書の更新に係る窓口負担については懸念がある。カード交付については初回交付時の対面での本人確認が信用の起点となっているが、例えば、再発行に特急発行のスキームを拡大することや、電子証明書の更新についてコンビニATM等の民間で行えるようにするという考え方もある。
- 当団体内の個人番号カード普及率は8割近くで、届出・請求時における本人確認書類としての提示は80%に上っている。他方で、個人番号カードの交付や電子証明書の更新作業、転入時の券面情報、電子証明書の更新作業負担が懸念点であり、特急発行のようにJ-LISで交付前設定を行うことや、電子証明書の交付状況の記録について、交付記録簿の記載事項を見直すことが望まれる。また、公的個人認証サービスの更新・再交付等の記録の簡素化が望まれる。

### (転入・転居手続のオンライン化)

- 海外事例として、ノルウェーでは転入転出の手続がオンライン化されている。転入届には居住実態の確認が必要とのことだが、郵便局等の民間のサービスを活用して確認することも一案ではないか。
- 転入オンラインについては、令和3年の検討会でも、居住実態の確認について郵便局や警察の活用を議論したが、郵便局や警察官の負担が増えるとトータルでの負担軽減になるのかという課題もある。
- 転入転出の手続やマイナンバーカードの情報の更新は、これが色々なサービスで使われることを考えると、きちんと来てもらって本人確認することは必要ではないか。なお、本人確認は必要だが、複数のサービスを集約して本人確認をすることはあり得るのではないか。
- 当団体では「行かなくてもいい窓口」を目指しているが、転入手続をオンライン化した場合、各市町村単独のサービスも含め、転入時に必要な各種申請手續が1つにまとまらないと利用者の利便性が高まらない。様々な行政手續が一回で終わるのが望ましい。

# 第1回WGにおける主な議論③

---

## ③住民基本台帳等関連システムの管理運用について

- CSについては、今後ガバメントクラウドに移行することが考えられる一方、運用コストやナショナルセキュリティの観点からガバメントクラウドが適切かということも含め検討する必要がある。
- CSのガバメントクラウド移行については、システム標準化後には、住民記録システムと住基ネットが直接API連携するなどシンプルな構造も検討できるのではないか。

## ④都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策について

- 東京都の給付事務については、コロナの給付金事業において、世帯の情報が電子的に取れなかつたという課題が生かされているのか関心がある。